
AMT/NEWSLETTER

Crisis Management

2025 年 9 月

金融庁、金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けた モニタリングレポート(2025)を公表

弁護士 三宅 英貴 / 弁護士 清水 愛衣加

Contents

- I. はじめに
- II. 本モニタリングレポートの概要
 - 1. 近時の粉飾等の事例
 - 2. 粉飾等予兆管理態勢に関するモニタリング項目と結果の概要
- III. 本モニタリングレポートを踏まえた今後のモニタリング方針
- IV. 今後の課題の検討

I. はじめに

金融庁は、2025 年 6 月、「金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート(2025)」(以下「本モニタリングレポート」という。)を公表しました¹。本モニタリングレポートは、近時、預金取扱等金融機関(以下「金融機関」という。)の融資先における長期間にわたる粉飾決算等の不適切な会計処理や不正行為が発覚して多額の与信費用を計上する事案が発生し、その中には、金融機関の営業部門や審査部門等が、それぞれの役割を果たし、適切に対応していれば、少なくとも何らかの手掛かりを掴むことができたのではないかと考えられるものもあり、融資規律の弛緩が懸念される事案も多数見られることを踏まえ、金融庁が、主要行等や地方銀行を対象としたモニタリングで把握した事案や態勢整備の現状と課題のほか、粉飾等予兆管理など信用リスク管理態勢の充実・強化に向けた対策を講じる上で重要な論点等を取りまとめたものです²。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250630-3/02.pdf>

² 金融庁は、2024 年 8 月、2024 事務年度金融行政方針を公表し、同方針において、主要行等に対しては経営基盤の強化と健全性の確保等への対応を含め、より充実した内部管理態勢の整備が求められるとしたうえ、信用リスクに関しては、融資規律の確立に向けた組織全体の取組状況を中心にモニタリングを行う方針を掲げました。具体的には、与信関連部署の融資規律や審査態勢、融資実行後の期中管理について確認が必要な対応を促すとしてしました。

https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/20240830_main.pdf

本ニュースレターでは、本モニタリングレポートの概要を紹介するとともに、同レポートを踏まえた今後の課題を検討します。

II. 本モニタリングレポートの概要

1. 近時の粉飾等の事例

本モニタリングレポートでは、近時の粉飾等の事例として5つの事例を掲げ、それらの事例に見られる特徴として、以下の点を挙げました。

- 粉飾等が10年以上の長期にわたる
- 金融機関毎に異なる決算書を提出する
- 金融機関が提出を依頼した試算表や各種残高証明書等、事業の実態把握に必要な情報を開示しない
- グループ子会社も利用した巧妙かつ複雑な手口を組み合わせた不適切な会計処理を組織的に行っていた

なお、5つの事例は、事実関係調査中の1つの事例を除き、融資先が破綻、民事再生の申立て、会社更生の申立てに至っています。

そして、こうした不適切な会計処理や不正行為を早期に見抜くことは困難であったかもしれないとする一方、融資先の「決算書等の定量面」及び「代表者の言動や対応、当該融資先の評判等の定性面」において、粉飾等の端緒は顕在化していたものと推察され、踏み込んだ分析・検証等を行っていれば、確証に至らずとも、何らかの手掛かりを掴むことができた可能性について指摘しました。また、粉飾等は、業績が悪化していくにつれて、繰り返し行われて金額が大きくなり、手口も巧妙かつ複雑化し、「粉飾を隠蔽するための粉飾」が行われる段階に至ると、決算書等の内容が変造されている状態に至って粉飾等を見抜くことが益々困難になることから、金融機関において粉飾等をできるだけ早期に検知する態勢を確立して有効に機能させる必要性とともに、融資審査や期中管理の強化に向けた取組みの必要性が示唆されました。

2. 粉飾等予兆管理態勢に関するモニタリング項目と結果の概要

近時の粉飾等事例に起因した多額の与信費用の発生を踏まえ、2024事務年度のモニタリングでは、粉飾等の予兆管理態勢の以下の項目についての実態把握が行われました。

- ① 予兆管理態勢の整備状況(定量面・定性面のチェック項目、AIの試行的活用 等)
- ② 研修・教育、業績評価(研修・教育、個人表彰・業績評価制度 等)
- ③ 予兆検知後の対応状況(組織内の報告態勢、営業店への支援態勢 等)
- ④ 予兆検知事例(主な予兆検知事例 等)
- ⑤ 課題認識(人材の育成、定量・定性項目の妥当性・有効性の検証 等)

以下は、各項目のモニタリング結果の概要です。

(1) 粉飾等予兆管理態勢の整備状況

多数のモニタリング対象先では、自動アラートシステム等が導入され、定量面と定性面のチェック項目が設定されているなど、予兆管理態勢整備に取り組んでいる事例が見られ、さらに、AIを活用して粉飾等が懸念される融資先を抽出するなどの先進的な取組みを試行している事例も見られた一方、定量面と定性面のチェック態勢が機能していない事例も見られました。

例えば、定量面でのチェック態勢が機能していない事例として、グループ企業の実態把握において、親会社の信用力を過信し、親会社単体の実態把握に留まっていたところ、子会社での粉飾等が発覚した事例、定性面でのチェック態勢が機能していない事例として、実権者が遠隔地にいる融資先について、定期的な代表者面談や実査を怠ったまま、自行より資金量の多い銀行が多額の与信を許容していることに安心し、優良先と判断していた(いわゆる「ぶら下がり」融資

かつ越境貸出の事例)ところ、粉飾等が発覚した事例が挙げられました。

特に、いわゆる「ぶら下がり」融資では、融資先の決済口座がないことにより融資審査や期中管理で商流に基づく資金のトレースが十分にできない恐れや財務状況以外の融資先の経営に影響を与えうる情報等(監査法人・税理士の異動状況や不祥事案の発生状況など)を適時に把握し、経営者面談による事実関係等を確認するインセンティブが低下しがちで、越境貸出も同様とされています。こうした課題を認識していない場合は信用リスク管理態勢の深刻な欠陥であり、認識しながらメインバンク任せの対応をして融資審査や期中管理が緩んでいる場合にも深刻な欠陥として、いずれも直ちに改善する必要があると指摘しました。

また、AIの試行的活用等の取組や事例が見られたとする一方、粉飾等手口の巧妙化・複雑化が進む中、AIを活用して予兆管理態勢を高度化していくためには、データガバナンス態勢を整備し、行内での研修やトレーニングプログラムの実施による業務効率化に向けた取組を進めながら、質の高いデータを蓄積していくことの必要性を指摘しました。

(2) 研修・教育、業績評価

多数のモニタリング対象先では、研修やeラーニング等の教育態勢は整備され、粉飾等の予兆を検知した事例や不芳事例の反省点も含めて情報共有する取組が見られ、営業・融資関連の会議や行内イントラネットでも定期的に情報発信しており、粉飾等への注意喚起を積極的に行っている取組も見られました。

また、多数のモニタリング対象先では、個人表彰や業績評価制度を設定し、規律違反や杜撰な与信管理等が見られた場合の罰則規定を設けており、粉飾等の懸念を抱いた時に行う基本動作の重要性を改めて行内に周知する側面があると評価されています。

(3) 予兆検知後の対応状況

組織内の報告態勢について、多数のモニタリング対象先では、検知した粉飾等事案を信用リスク管理態勢の中で定められたプロセスに従い、営業・審査・リスク管理部門等に報告するなど、必要な情報共有が行われている事例が見られました。また、審査・リスク管理部門において粉飾等事案を分析し、態勢強化に必要な施策を、定期的もしくはその都度検討している事例も見られました。

次に、営業店については、日頃から融資先に対する外部情報を収集し、固定観念を持たずに定期的に業況等を確認する必要があり、融資先に対して粉飾等の懸念を持った場合は、ヒアリングに留めることなく、事実関係を確認する上で必要な情報の開示等を継続的に要請し、踏み込んだ検証・対応を行う必要があるところ、粉飾等の懸念を察知した後の対応が、営業店において十分に行われていなかった事例が多数見られたとされています。

そして、粉飾等の予兆を早期に察知しリスクの顕在化を未然に防止するとともに、リスク顕在化後の損失を極小化するためには、組織一体での取組が必要であり、営業店任せにするのではなく、本部の第1線及び第2線の関連部署が必要な指導・助言を行い、その進捗状況を確認する等、営業店を支援する態勢を確立する必要があると指摘されました。

(4) 予兆検知事例

本モニタリングレポートでは、モニタリング対象先における実際の予兆検知事例をもとに、以下の粉飾等の予兆検知の端緒が挙げられ、①が50%、②が30%、③が20%との割合も示されました。

- ① 担当者の違和感(決算数値と勘定科目明細の不整合に対する違和感等)
- ② 決算分析(預貸・手数料支払等自行取引内容が決算に未反映等)
- ③ 実態把握(与信取引のない金融機関に担保提供した事実を確認等)

そして、金融機関においては、定量面と定性面の双方のチェックによって違和感等を掴み、融資先に対して事実関係の確認等を適切に行う態勢を構築する必要であることに加え、過去事例や報道等の事例を踏まえ、チェック項目の見直しの要否について適時に検討する必要があるほか、定量面と定性面のどちらかに重点を置いた管理ではなく、両者は互いに補完関係にあることを踏まえて、双方を組み合わせる必要があると指摘されました。

(5) モニタリング対象先の課題認識

本モニタリングレポートでは、多数のモニタリング対象先に共通する課題認識として、以下の2点が挙げられました。

① 人材の育成

定量面の異常に加え、財務に現れにくい定性面の異常や違和感を察知する能力を備えた情報感度の高い人材の育成が課題として認識されました。この点、金融機関においては、継続的に粉飾等の情報を収集・分析し、それらを活用しながら人材育成の研修・教育を繰り返し行うことが必要であると指摘されました。

② 定量・定性項目の妥当性・有効性等の検証

粉飾等予兆管理態勢の実効性をより一層向上させるため、定量・定性項目の妥当性や有効性等について検証し、項目の追加など必要な見直しを行う取組を進めることが課題として認識されました。この点、金融機関においては、検証ポイントの適切性等についても検討するなど、実効性のある粉飾等予兆管理体制の整備・確立に向けた取組を進める必要があると指摘されました。

III. 本モニタリングレポートを踏まえた今後のモニタリング方針

近年、会計不正(粉飾決算・資産の流用)も増加基調にあり、突発破綻の事例も多数見られることを踏まえ、金融庁は、財務局とともに、金融機関に対するモニタリングを通じて、信用リスク管理を高度化し、融資規律を維持するよう促していく方針を示しています。

IV. 今後の課題の検討

本モニタリングレポートでは、金融機関において粉飾等をできるだけ早期に検知する態勢を確立して有効に機能させる必要性が示唆されましたが、実務的には、粉飾等の予兆を検知してから実際に融資先の粉飾等の確認に至るまでのプロセスは決して容易ではないと思われます。本モニタリングレポートで示された近時の粉飾等の事例は、金融機関毎に異なる決算書を提出したり、金融機関が提出を依頼した情報を開示しないといったもので、融資先の経営者が粉飾等を主導している可能性が高く、非上場会社で会計監査人も設置されていない場合はガバナンスも脆弱で迅速かつ自主的な社内調査による自浄作用の発揮は期待できないケースも想定されます。本モニタリングレポートで示された近時の粉飾等の事例5つのうち4つは融資先が破綻、民事再生の申立て、会社更生の申立てに至っていますが、融資先が早期に実態把握を行って改善に向けた対応を開始できればこうした事態を回避できたかもしれません。

このように粉飾等の予兆を検知してからいかにして早期に実態把握と改善に向けた取組を融資先に促すかについては、さらなる検討を要する重要な課題と思われます。この点、本モニタリングレポートで公表された予兆検事事例のうち、専門家を活用した粉飾等疑義の洗い出しとして、「現預金明細」と「自行預金残高」の不一致を端緒として、外部コンサルによる財務デューデリジェンスを実施したところ、「簿外債務」が判明した事例が注目されます。いわゆる「不正調査」の開始を融資先に促すとハードルが高くなりますが、財務デューデリジェンスという形で外部専門家の目線を入れることにより客観的な実態把握を促す対応は他の事例でも参考になりそうです。

また、いわゆる「ぶら下がり」融資では、メインバンク任せの対応をして期中管理が緩むリスクが指摘されていますが、融資先で不祥事案が発生した場合には、メインバンクの対応を把握した上、その妥当性を評価して不十分な点があれば追加の対応をメインバンクや融資先に促す必要があると思われます。この局面でも外部専門家を活用してメインバンクの対応を評価して追加対応の要否を検討する方法が考えられます。

このように、金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化の過程では、今後、外部専門家の活用を積極的に検討すべき場面が多くなるものと思われます。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 三宅 英貴 (hidetaka.miyake@amt-law.com)
弁護士 清水 愛衣加 (aika.shimizu@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。